

|             |                                                                           |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------|
| 氏 名         | : 石川 倫子                                                                   |
| 学 位 の 種 類   | : 博士（看護学）                                                                 |
| 学 位 記 番 号   | : 博看第5号                                                                   |
| 学位授与の要件     | : 学位授与基準第4条第1項該当                                                          |
| 学 位 論 文 題 目 | : 看護基礎教育課程および新人看護職員研修における看護技術の到達に関する調査研究 ―看護師の看護技術の修得のための効果的・効率的な教育を目指して― |
| 研究指導教員      | : 教授 草間 朋子                                                                |
| 論文審査委員      | : （主査）松山 友子<br>（副査）中島 美津子<br>（委員）荒井 孝子、山本 則子、草間 朋子                        |

## 論文審査結果の要旨

本研究は、看護基礎教育課程の卒業時と新人看護職員研修1年目の終了時における看護技術の到達に関する実態を明らかにし、看護技術の修得を目指した今後の教育・研修のあり方について検討・提案することを目的として実施された。

看護基礎教育課程卒業時の看護技術の到達については、『看護師教育の技術項目と卒業時の到達度』（厚生労働省 2007）に「一人で実施できる（レベルⅠ）」または「指導のもとで実施できる（レベルⅡ）」と示されている項目のうち64項目を選定し、138校の看護教育の責任者から看護技術の到達レベルに関する回答を得た。その結果、レベルⅠ・Ⅱを目標としているにもかかわらず、「学生の技術が未熟」「機会がない」「対象となる患者がない」などの理由により見学や未実施に留まっている項目がある現状を明らかにした。

新人看護職員研修1年目終了時の看護技術の到達については、『新人看護職員研修ガイドライン【改訂版】』に示された技術項目と前述した卒業時の調査においてレベルⅠに達していない項目から独自に73項目を選定し、168病院の研修責任者から新人看護師および2年目看護師が「一人でできる」レベルに到達した割合に関する回答を得た。その結果、50%以上の病院が新人看護師の75%以上が「一人でできる」レベルに到達したと回答した項目は14項目であったが2年目看護師では40項目であった。また、新人看護師の「一人でできる」割合が50%未満の項目には身体侵襲の高い診療の補助技術等が含まれ、「対象となる患者がない」「看護師の技術が未熟」などがその理由であることを明らかにした。

さらに上記の2つの研究結果を踏まえ、看護基礎教育と新人看護職員研修との一貫性のある教育の必要性和、両者における看護技術項目の配分案が提示された。また、新人看護職員研修の年限延長および1年目と2年目以降の看護技術の配分案の提示とともに、研修

の実施状況に施設間格差があることを踏まえ、新人看護職員研修の義務化が提言された。

これまでも、看護基礎教育課程卒業時の技術修得の低さや新人看護職員研修における技術修得の限界等は指摘されているが、両者を一体化した視点で捉えた研究は殆どない。本研究において、両者の連携に焦点を当て、先に実施した卒業時の到達レベルの結果を踏まえて新人看護師研修後の調査項目を選定し、新人看護師の到達レベルが低い傾向にある項目やその理由を明確にしている点は独創性として評価できる。さらにそれらを踏まえ、現行の政策に対し具体的な修正案や提言を明示した点は、今後の看護基礎教育・現任教育に対する貴重な貢献となると考えられる。審査会においては、本調査が教育・研修の責任者に回答を求めていることに関連して、到達レベルの結果の記述が複雑であることやより客観性の高い調査のあり方について議論され、今後の課題とした。

以上より、本論文は、学位規定第 4 条第 1 項に定める博士（看護学）の学位の授与に値するものとして合格と判定した。

平成 30 年 2 月 14 日

論文審査委員（主査）松山 友子